

	質問	回答
1	・現状農業従事者ではなく、茶園の借地決定後に、農業法人を設立して農業従事者の資格を獲得しようと考えています。 今回、茶園と建物跡地の一体活用を考えています。 この場合、入札資格を得ることは可能でしょうか。	・本プロポーザルの応募に農地所有適格法人格は必要ありませんが、企画提案書等の提出までに農業を営む法人となっている必要があります。 ・茶園の貸し付けと宅地等の売却については、それぞれ別のプロポーザルとなります。一体的活用のため両プロポーザルへの応募は可能ですが、それぞれ独立して選定するため、両方の採択を保証するものではありません。また、茶園の貸し付けは3年間であり、3年を超えて茶園を利用することはできないことに御留意ください。
2	・3年の貸し付けになっていますが、売却希望の場合は、売却を考えていただけますか。 もしくは、売却は、可能でしょうか。	・今回の農地の貸付については、貸付期間を3年間とし、期間満了後は返却していただくことを条件としているため、現時点では売却は予定しておりません。 売却の希望がある場合についても、今回の貸付とは別の取扱いとなりますので、貸し付け終了後の土地の利用方法等については、今後検討することになります。
3	・お茶の細かな品種 また、品種の位置等を詳しく教えてください。	・市ホームページに追加資料（茶樹の品種構成）を掲載しておりますので、そちらをご覧ください。